平成２１年（フ）第２４１９９号
静岡県藤枝市高柳３丁目15―27
債務者　安東　卓朗
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２０２号
東京都荒川区荒川６丁目63―６―302
債務者　徳田　聡美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２０４号
千葉県船橋市三山９丁目24―15
債務者　久保田智美（旧姓三瓶）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２０６号
千葉県浦安市富士見５丁目７―25―302
債務者　國府田幸子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２０７号
埼玉県さいたま市見沼区大字東門前162―７
債務者　小松　如月（旧姓蓮見）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２０８号
愛媛県伊予市八倉829―４
債務者　氏兼　優珠（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字勝浦331番地
債務者　松本　　新
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月２日午後１時15分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１００１１号
大阪府枚方市西禁野１丁目６番38号
債務者　関野三絵子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０２号
静岡県周智郡森町中川684番地の５
債務者　伊藤　俊幸
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第８６５号
岡山市南区浦安本町148番地30
債務者　小林　淳子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３６号
岡山市北区平野166番地８、前住所岡山市北区伊島町３丁目６番20号　伊島三丁目ハイツ201
債務者　江原　裕介
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８４号
岡山市北区御津金川279番地１
債務者　相賀　利恵
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１４号
岡山市北区奥田西町13番５号　パークサイド奥田Ａ―103
債務者　小山　里美
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０５０号
岡山市北区東古松２丁目９番８号　ウェーブレジデンス大元駅前505号、住民票上の住所岡山市中区東山３丁目９番34号
債務者　二宮江美子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６号
熊本県葦北郡芦北町大字佐敷104番地１
債務者　山下　美幸
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第２３７９１号
東京都北区堀船４丁目４―５―310
債務者　久保　　勉
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部